

医療的ケア児者に関する課題管理表

資料 3

分野	No.	課題	課題解決に向けて必要な方策	具体的な取り組み	実施状況	
保健	1	コロナ禍で、医療機関や保護者と直接面会することが難しくなり、個別支援に支障が出ている。	面会をしなくても個別支援の質が保てる支援方法を検討・実施する。	面会に代えて電話や文書で情報共有することにより対応する。	済	
福祉	1	市内の医療的ケア児者の実数を把握できていない。	市内の医療的ケア児者の名簿を作成する。	支援学校や障害サービス事業所に通っている医療的ケア児者に対して、同意を得て情報を提供していただく。	着手	医療的ケア児者へのアンケートと併せて、同意いただける場合には名前や連絡先等の情報を提供していただくよう呼びかけた。 ただ、実際の提供者は想定よりも少なかったため、情報提供していただくための効果的な方法を検討する。
				医療機関や健康福祉センター等と連携し、医療的ケア児の情報を共有できる仕組みづくりを行う。	未着手	今後検討を進める。
	2	災害時の支援体制が整っていない。	在宅避難時の停電などに備え、非常用発電機等の購入を促進する。	非常用発電機等の購入に対する補助を行う。	着手	日常生活用具の給付対象品目として非常用電源装置を追加する。
			在宅避難が難しい場合に、どこに避難すべきかをあらかじめ決めておく。	医療的ケア児者について、災害時の避難場所の指定も含めた個別避難計画等を定める。	未着手	二次・三次福祉避難所の体制の再検討を行ったうえで検討する。
	3	介護者の体調不良などの緊急時に預けられる施設が不足している。	緊急時に一定期間医療的ケア児者を受け入れてくれる施設を増やす。	メディカルショートステイ制度を導入する。	着手	県が行うメディカルショートステイ事業について、令和6年4月1日から横須賀市民も利用可能とする。
医療型短期入所事業所を増やす、または既存施設の枠を増やす。				未着手	長期的な視野で、入所施設等への勧奨を行う。	
4	医療的ケア児者に対応できる移動支援の事業者が不足している。	医療的ケア児者に対応できる移動支援事業者を増やす。	移動支援事業者に対する支援策を充実させる。	未着手	医療的ケア児者に限らず、移動支援事業者の不足は障害者全体の課題であるため、障害とくらしの支援協議会などの場で議論を深め、制度の見直し等の検討を行っていく。	
5	医療的ケア児の親の就労が難しい。	学齢期のこどもであれば、通学～学校～放課後デイ～帰宅の間を、支援者がバトンタッチしながら切れ目なく支援し、親が日中まとめて時間が作れるようにする。	学校の登下校時の送迎について、手段を充実させる。	着手	下校時については、市立養護学校ではスクールタクシー1台、福祉車両のスクールバス1台を稼働している。 登校時は看護師の勤務体制など、様々な課題があり現在は対応できていない。	
			学校や自宅への送迎が可能な事業所を増やす。	未着手	報酬の加算など、どのようなインセンティブがあれば実施してもらえるか検討する。	

医療的ケア児者に関する課題管理表

資料 3

分野	No.	課題	課題解決に向けて必要な方策	具体的な取り組み	実施状況	
福祉	6	夜間のたん吸引等の対応で介護者が疲弊している。	介護者のレスパイト策を充実させる。	在宅レスパイトを目的とする訪問看護の長時間利用を可能とするため、訪問看護事業所への補助を行う。	着手	医療保険に基づく訪問看護の時間に加えて看護を行った場合に、訪問看護ステーションに市から報酬を支払う制度を実施する。
				土日などに受け入れができる放課後等デイサービス事業所などを増やす。	未着手	報酬の加算など、どのようなインセンティブがあれば実施してもらえるか検討する。
	7	入浴介助の負担が大きい。	巡回入浴サービス以外の入浴支援策を実施する。	高齢者の介護施設等、入浴設備が整備されている施設に受け入れの協力依頼をする。	未着手	協力してもらえる施設があるのか、どういう条件であれば協力してもらえるかなど、検討を進める。
保育	1	看護師を配置したいが、なり手がいないため、医療的ケア児が受け入れられない。	保育園等に看護師を配置できるような支援策を実施する。	保育園等に勤める看護師に対し、処遇の向上を図る。	未着手	どのような支援策が効果的か、検討を進める。
	2	医療的ケア児を預かった際の、保育現場での対応の不安感を解消する制度がない。	医療的ケア児の保育に関する相談窓口やネットワークを構築する。	医療的ケア児等コーディネーターを配置する。	済	市内の保育園・幼稚園・認定こども園等には、子育て支援課を通じてメールでちらしを一斉送信し周知を図ったが、今後も継続的に周知を図る。
				医療的ケア児を受け入れている園同士の情報共有や協議の場を設置する。	未着手	既存の協議会等の活用も検討しつつ検討する。
			医療的ケア児の保育に関するガイドラインを作成する。	関係者による検討の場を設け、ガイドラインを作成する。	未着手	検討の場については、既存の協議会等の活用も検討しつつ検討する。
3	医療的ケア児の入園調整の仕組みが確立されていない。	医療的ケア児の入園調整の仕組みを作る。	(再掲)医療的ケア児を受け入れている園同士の情報共有や協議の場を設置する。	未着手	(再掲)既存の協議会等の活用も検討しつつ検討する。	
教育	1	学校への登校時にスクールバス等でのお迎えがない、下校時に毎日スクールタクシーが使えない。	学校の登下校時の送迎について、手段を充実させる。	(再掲)学校の登下校時の送迎について、手段を充実させる。	着手	(再掲)下校時については、市立養護学校ではスクールタクシー1台、福祉車両のスクールバス1台を稼働している。登校時は看護師の勤務体制など、様々な課題があり現在は対応できていない。
	2	通常級や特別支援学級に通う医療的ケア児について、必要な医療ケアを行うのに保護者が付き添いをしないとけない。	学校に看護師を派遣する仕組みを作る。	訪問看護事業所から看護師を派遣してもらう事業を実施する。	未着手	他都市の事例や国の補助制度などの情報を得ながら検討を進める。
その他	1	医療物品について、大きな病院に比べて規模の小さい病院では同じ負担額でも貰える数が少なく、経済的負担が大きい。				